

教育テック大学院大学外部評価委員会規程

2025年4月1日制定

(設置)

第1条 教育テック大学院大学（以下「本学」という。）に、自己点検・評価委員会規定第9条2項に定める外部評価を実施する機関として、教育テック大学院大学部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学が毎年作成する自己点検・評価報告に基づいて、教育研究、管理運営全般に渡って実施状況を第三者の立場から評価し、本学の教育・研究水準の向上及び業務運営の改善に資する提言を行う。

(組織の構成)

第4条 委員会は、委員若干名で構成される。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、大学院の経営、「高度専門職業人」育成に関して広くかつ高い見識を持つと思われる者を学長が選考し、委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 学長は、委員を委嘱した場合、委員の氏名・所属等を、速やかに自己点検・評価委員会に通知するとともに、公表する。
- 5 委員会には、自己点検・評価委員会委員長のほか、本学の自己点検・評価に責任を持つ専任教職員が、必要に応じて陪席する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選で定める。

- 2 委員長は、委員会の業務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、この規程に基づく評価を行う際に知り得た事項のうち、秘すべきとされた事項は、他に漏らしてはならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、自己点検・評価委員会が発議し、教授会及び総務委員会の議を経て学長が行う。

附 則 この規程は、2025年4月1日から施行する。